

イオンセレクトクラブ特約

本規約は、お客さまと株式会社イオン銀行（以下「当行」といいます。）との間の、イオンセレクトクラブ（以下「本クラブ」といいます。）に関する取り決めについて定めるものです。

第1条 本クラブへの入会

1. 当行は、本規約を承認のうえ本クラブへの入会申込をしたお客さまのうち、次の要件をいずれも充足し、かつ当行が認めた方を本クラブの会員（以下「会員」といいます。）とします。
 - (1) 本クラブへの入会申込時に当行住宅ローン（借入金額 1,000 万円以上かつ借入期間 10 年以上とし、イオン【フラット 35】を含みます。以下同じ。）のお借入れのある方で当行の口座を返済用口座に指定されている方
 - (2) 当行がイオンカードセレクトの発行を認めた方
2. 本クラブへの入会申込みは、当行住宅ローンご契約時のみに行うことができます。ただし、当行が特に認めた場合にはこの限りではありません。

第2条 会員カードの発行

1. 当行は会員に対し会員カードを発行します。
2. 会員カードのイオンカードセレクトとしての機能については、イオンカード・イオンバンクカード・WAON 一体型カード特約のほか、当行が別途定める規定および規約等に従うものとします。

第3条 会員資格の有効期限

会員資格の有効期限は当行が指定する日とし、会員カード上に表示された月の末日までとします。

第4条 本クラブの特典

1. 当行は、会員に対し当行の定めた特典を提供します。特典の内容については、店頭のパフレット、当行ホームページ等に記載します。
2. 当行は、会員に事前に通知することなく特典の一時停止、変更または中止する場合があります。

第5条 届出事項の変更等にかかる手続

次の各号にかかる手続はイオンカード・イオンバンクカード・WAON 一体型カード特約の定めに準じるものとします。

- (1) 会員カードの盗難・紛失等
- (2) 届出事項の変更等
- (3) 会員カードの再発行

第6条 本クラブからの退会等

1. 会員が次のいずれかに該当する場合は、当行所定の期日をもって本クラブから退会となります。
 - (1) 会員資格の有効期限が到来した場合
 - (2) 当行の住宅ローンが完済となった場合
 - (3) イオンカードセレクトの利用者としての資格を失った場合
 - (4) 当行以外の口座を返済用口座に指定した場合
2. 当行は、会員が次のいずれかに該当する場合は、会員資格の有効期限前であっても当該会員の会員資格を取り消すことができます。
 - (1) 本規約に定める事項に違反した場合
 - (2) 当行が会員として不適切と判断した場合
3. 会員は、本クラブから退会となった場合、または会員資格を取り消された場合、以後、会員カードをもって本クラブの特典の提供を受けることができません。

第7条 禁止行為

1. 会員は、次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 会員たる地位または会員カードの第三者への貸与もしくは譲渡、売買、質権の設定またはその他の担保に供する等の行為
 - (2) 他の会員、当行または第三者に不利益または損害を与える行為またはそのおそれのある行為
 - (3) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
 - (4) 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - (5) 前各号の他、当行が不適切と判断する行為
2. 会員の前項各号の行為により、他の会員、当行または第三者が損害を被ったときは、当該会員はかかる損害を賠償するものとします。

第8条 準拠法および管轄裁判所

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約にかかる紛争については東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第9条 本規約の変更

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規約の内容を変更することができるものとします。本規約を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上